

総社市告示第42号

総社市農業者物価高騰対策重点支援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年4月10日

総社市長 片岡 聡 一

総社市農業者物価高騰対策重点支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている農業者の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な農業経営に資するため、総社市農業者物価高騰対策重点支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和7年分所得税確定申告等 令和7年中の所得に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項の規定による申告又は地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の規定による申告をいう。
- (2) 直近法人税確定申告 事業年度終了の日を令和8年1月1日前とする直近の事業年度に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定による申告をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となるもの（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第6条に規定する補助金の交付申請時において農業経営を行っており、かつ、継続してこれを行う意思があるものとする。

- (1) 令和8年1月1日現在において市内に住所を有し、令和7年分所得税確定申告等を行った者
 - (2) 令和8年1月1日現在において市内に主たる事業所を有し、直近法人税確定申告を行った法人
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を運営しているもの
 - (2) 代表者（個人事業主である場合はその者）若しくは役員等が、総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当するもの又は当該暴力団員等と密接な関係を有するもの
 - (3) 市税の滞納があるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年分所得税確定申告等又は直近法人税確定申告において、交付対象者が負担した農業所得に係る必要経費として申告した経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 種苗費
- (2) 素畜費
- (3) 肥料費
- (4) 飼料費
- (5) 諸材料費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に110分の100を乗じて得た額に100分の20を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和8年8月31日までに、総社市農業者物価高騰対策重点支援補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、総社市農業者物価高騰対策重点支援補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でない認められるときは、総社市農業者物価高騰対策重点支援補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を受けたものが、虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。